

## 会 員 規 約 案

2022年8月制定

ヤマネ・いきもの研究所(以下当会とする)会員は次の会員規約を遵守する。

- 1. 本会の会員は定款に定める目的および事業に賛同し、定款を遵守する。**
- 2. 会員はボランティア精神に則り、ヤマネをはじめとするいきものを慈しみ生物多様性保全・未来を守る持続可能な地球社会の達成に努力する。**
- 3. 会員の種別は以下の通りとする**

特別会員（団体、個人）、ヤマネ・いきもの友の会会員（個人）、ヤマネ・いきもの友の会未満会員（個人）、および賛助会員（団体、個人）

特別会員：

理事会から特別に依頼した個人、または団体（協働研究者、顧問など）。会員総会にて議決権はなし。

ヤマネ・いきもの友の会会員（個人）：

ヤマネやいきものをこよなく愛する方で、ボランティアなどで当会活動に参加協力支援いただける方。当会のボランティア活動の情報や勉強会についての情報、会報（不定期）をお送りする。

会員総会にて議決権はなし。

ヤマネ・いきもの研究所未満会員（個人）

18歳未満対象会員。

ヤマネやいきものをこよなく愛する方で、ボランティアなどで当会活動に参加協力支援いただける方。当会のボランティア活動の情報や勉強会についての情報、会報（不定期）をお送りする。

会員総会にて議決権はなし。

賛助会員（団体）：

当会の活動にご賛同いただきご支援いただける企業・団体。議決権はなし。

賛助会員（個人）：

当会の活動にご賛同いただきご支援いただける個人。議決権はなし。

- 4. 会員とは別に、理事会で承認した者を研究員・ボランティアとして当会の活動に参加させることができる。**

ただし、研究員が行う研究は会の趣旨に合うものとし、その研究の過程で得た情報やデータは当会と共有することを前提とする。

- 5. 会員は決められた年会費を遅滞なく納入する。**
- 6. その他以下の会員規約に則るものとする。**

## 7. 入会手続き

### 7-1. 特別会員

7-1-1. 当会に格別の貢献または指導頂いた方の中で理事が推薦し、理事会の承認を経て、特別に入会した個人、もしくは団体で、定める様式の入会申込書を事務局に提出するものとする。

7-1-2. 入会申込書には、次に掲げる事項を記載するものとし、これらの事項を会員台帳に登録する。なお、会員台帳には、登録事項に変更があった場合の登録変更年月を付記する。（※必須）

- (1) 氏名（団体会員の場合は、名称及び代表者の氏名とする。） ※
- (2) 生年月日（団体の場合は設立日？）
- (3) 住所（団体会員の場合は、事務所の所在地とする。） ※
- (4) 電話番号（携帯電話番号可） ※
- (5) E-mail アドレス ※
- (6) 入会年月日（登録年月日とする。）
- (7) MLへの登録希望有無 ※
- (8) 申込時に未成年の方は、保護者の同意確認

### 7-2. ヤマネ・いきもの友の会会員、ヤマネ・いきもの友の会未満会員

7-2-1. ヤマネ・いきもの友の会会員、ヤマネ・いきもの友の会未満会員の入会申込みは、別に定める様式の入会申込書を当会事務局に提出するものとする。なお、登録事項は、最新の申込書に従うものとする。

### 7-3. 賛助会員

7-3-1. 賛助会員の入会申込は、代表者名並びに担当者名を明記した申込書に賛助会費の口数を記入した入会申込書事務局に提出するものとする。（入会の承認と会費納入）

7-3-2. 前項の規定による入会申込があった場合は、理事会に承認されたときはその旨を通知する。

同時に申し込み事項を会員台帳に登録する。なお、会員台帳には、登録事項に変更があった場合の登録変更年月を付記する。（※必須）

7-3-3. 入会が認められなかった者には、その旨を通知する。

## 8. 氏名、住所等の変更

1. 会員は、会員台帳に登録されている氏名、住所等に変更を生じた場合には、別に定める様式により、速やかに当会に届出なければならない。
2. 事務局は、前項の届出がなされた場合には、速やかに会員台帳を修正する。

## 9. 個人情報の保護

当会は、定める個人情報保護法関連規定（一般社団法人ヤマネ・いきもの研究所の個人情報の取り扱い規定）に従い、会員台帳に登録した個人情報の保護を図らなければならない。

## 10. 入会金

入会金は、定めない。

## 11. 会費

11-1. ヤマネ・いきもの友の会会員、ヤマネ・いきもの友の会未満会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 特別会員、研究員、ボランティア 会費免除
- (2) ヤマネ・いきもの友の会会員 年額5,000円
- (3) ヤマネ・いきもの友の会未満会員 年額3,000円

会費は、年額単位で納入するものとする。ただし、特に理事会が承認した場合は、これによらないで納入することができる。

11-2. 賛助会員の納入する賛助会費の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人 一口年額 10,000円
- (2) 団体 一口年額 50,000円とする。  
(口数は1口以上任意)

## 12. 退会の手続き

会員が退会するときには、事務局に届け出なければならない。

## 13. 会員名簿からの削除

会員が下記の事項に該当するときは理事会の承認を経て会員名簿から削除する

- (1) 会員が退会し、又は除名された場合
- (2) 会員が会費の滞納を2年以上行った場合
- (3) 会員が当会の趣旨に反する行為を行った場合、または、会の名誉を損なった場合
- (4) 会員が生き物や自然に対し、不利益な行為を行った場合

## 14. (郵便物等の送付先)

会員に対する通知、情報紙の送付は、会員台帳に記載された住所に対して行う。

## 15. (会員・会費管理事務)

事務局長が依頼指名したボランティアと事務局にて実施する。

以上